別表1

※基本調査項目は、認定調査員テキスト 2009 に基づく

山左总在日			認定調査貝アキスト 2009 に基つく
対象外種目		例外に該当する者 -	基本調査項目結果等
ア. 車いす及び 車いす付属品	右のいずれかに 該当する者	①日常的に歩行が困難な者	1-7 (歩行)「3. できない」
		②日常生活範囲における移動の支援 が特に必要と認められる者	基本調査項目がないため、主治医の意見を踏まえつつ、サービス担当者会議を開催するなどの適切なケアマネジメントを通じて、指定介護予防支援事業者又は指定居宅介護支援事業者が判断
イ. 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	右のいずれかに 該当する者	 ①日常的に起き上がりが困難な者 	1-4 (起き上がり)「3. できない」
		②日常的に寝返りが困難な者	1-3 (寝返り)「3. できない」
ウ. 床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者		1-3 (寝返り)「3. できない」
工. 認知症老人 徘徊感知機器	右のいずれにも 該当する者	①意思の伝達、介護者への反応、 記憶・理解のいずれかに支障がある者	$3-1$ (意思の伝達) 1 . 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外または、 $3-2 \sim 3-7$ のいずれか「2. できない」または、 $3-8 \sim 4-15$ のいずれか「1. ない」以外その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む
		②移動において全介助を必要としない者	2-2 (移動)「4. 全介助」以外
オ. 移動用リフト (つり具の部分を除く)	右のいずれかに 該当する者	 ①日常的に立ち上がりが困難な者 	1-8 (立ち上がり)「3. できない」
		②移乗が一部解除又は全介助を必要 とする者	2-1 (移乗) 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
		③生活環境において段差の解消が必 要と認められる者	基本調査項目がないため、主治医の意見を踏まえつつ、サービス担当者会議を開催するなどの適切なケアマネジメントを通じて、指定介護予防支援事業者又は指定居宅介護支援事業者が判断
カ. 自動排泄処理装置(尿のみを吸引するものは除く)	<u>右のいずれにも</u> 該当する者	①排便が全介助を必要とする者	2-6 (排便)「4.全介助」
		②移乗が全介助を必要とする者	2-1 (移乗)「4. 全介助」